

障害福祉サービス等利用者の皆さま

茨木市健康福祉部障害福祉課
課長 河原 勝利

障害福祉サービス等の提供維持に関するお知らせ

令和 2 年 4 月 7 日、国において、大阪府に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」が発出され、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（以下「基本的対処方針」という。）が改正されました。

緊急事態宣言を受け、大阪府知事から、基本的対処方針を踏まえた「緊急事態措置」が示されました。

茨木市としては、国の基本対処方針や大阪府の緊急事態措置に則り、今まで以上に利用者の皆さまに対して感染予防策の徹底に努めていただくようお願いするとともに、障害福祉サービス等事業所に対しては利用者の生活維持の観点から、利用者の意向や生活状況等を踏まえできるだけ限り障害福祉サービスの提供維持に努めてもらえるよう協力要請を行っている状況です。

なお、通所又は短期入所の利用者の皆さまについては、障害福祉サービスの継続利用を基本としながらも、家庭での対応が可能な場合には、可能な限り、利用自粛をご検討いただきますようお願いいたします。

(参考)

○国の「基本対処方針」抜粋

以下の事業者等については、「三つの密」を避けるための取組を講じていただきつつ、事業の継続を求める。

(中略)

2. 支援が必要な方々の保護の継続

- ・高齢者、障害者など特に支援が必要な方々の居住や支援に関するすべての関係者（生活支援関係事業者）の事業継続を要請する。
- ・生活支援関係事業者には、介護老人福祉施設、障害者支援施設等の運営関係者のほか、施設入所者への食事提供など、高齢者、障害者などが生活する上で必要な物資・サービスに関わるすべての製造業、サービス業を含む。

(問合せ先)

茨木市障害福祉課認定給付係
外線 072-620-1636 (直通)